

## 2026年4月1日以降の一般ガス供給約款等の変更について

日ごろは蒲原ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026年4月1日より、一般ガス供給約款等について、以下のとおり変更いたします。

なお、料金改定に伴う料金表については、弊社ホームページ上の各約款をご確認ください。

### 1. 一般ガス供給約款の主な変更点

項目	区分	変更内容
承諾の義務	変更	ガス使用の申込に対する承諾不可の条件を、「当社との <u>他のガス使用契約の未払い</u> 」から「当社との <u>他の契約の未払い</u> 」に変更
供給停止	変更	ガスの供給停止の条件を、「当社との <u>他のガス使用契約の未払い</u> 」から「当社との <u>他の契約の未払い</u> 」に変更
	追加	供給停止の条件に以下を追加 <ul style="list-style-type: none"><li>・仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合</li><li>・破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあった場合</li><li>・支払停止の状態に陥った場合</li><li>・手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合</li><li>・その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</li></ul>
供給停止の解除	変更	ガスの供給停止の解除の条件として、支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過したすべての料金等の支払が必要となるが、その料金等の種別を「当社との <u>他のガス使用契約の料金等</u> 」から「当社との <u>他の契約の料金等</u> 」に変更
ガス工事	削除	ガス工事の詳細は、託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に定められていることから、 <u>ガス工事に係る条文を削除し、「ガス工事は託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づく」旨を記載</u>

### 2. 選択約款の変更点

一般ガス供給約款のガス工事に係る文言の変更等を踏まえ、各選択約款も変更いたします。

詳細は弊社ホームページ上の各約款をご確認ください。

3. 一般ガス供給約款の新旧対照表  
別紙のとおり

4. 変更後的一般ガス供給約款  
一般ガス供給約款（2026年4月1日実施）

5. 本件に関するお問い合わせ先  
蒲原ガス株式会社 総務課料金係 0256-72-3337  
<受付時間>平日 8:30 ~ 17:00

以上

【別紙：一般ガス供給約款の新旧対照表】

一般ガス供給約款

変更前	変更後
<p>7. 承諾の義務</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を<u>それぞれのガス使用契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>	<p>7. 承諾の義務</p> <p>(4) 当社は、申込者が当社（導管部門を含みます。）との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を<u>それぞれの契約</u>で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。</p>
<p>10. ガス使用契約の解約</p> <p><u>(3) 当社は、7(3)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書でお客さまに通知することによって、ガス使用契約を解約することができます。</u></p> <p><u>(4) 当社は、36(1)の規定によってガスの供給を停止されたお客さまが、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することができます。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</u></p>	<p>10. ガス使用契約の解約</p> <p><u>(3) 当社からの解約</u></p> <p>お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、ガス使用契約を解約することがあります。なお、②の場合には、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて、お客様に少なくとも2回予告いたします。</p> <p>① 7(3)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難であり、その旨を文書でお客さまに通知した場合</p> <p>② 32(1)①、②、③、④、⑤及び⑥の規定によってガスの供給を停止されたお客様が、当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合</p> <p>③ 32(1)⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の規定によってガスの供給を停止した場合</p>
<p>III. ガス工事</p> <p>ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款及び別途定める契約条件に基づき、当社（導管部門）が以下のように取り扱います。</p> <p>12-1. ガス工事の申し込み</p> <p>12-2. ガス工事の承諾義務</p> <p>13. ガス工事の実施</p> <p>14-1. 内管工事に伴う費用の負担</p> <p>14-2. 本支管及び整圧器の新設・入替に伴う費用の負担</p> <p>15. 工事費の申し受け及び精算</p>	<p>III. ガス工事</p> <p>ガス工事は、当社（導管部門）の定める託送供給約款、最終保障供給約款、ガス工事約款に基づき、取り扱います。</p> <p><u>左記の条文を削除し、以下4条ずつ繰り上げ</u></p>

変更前	変更後
<p>22. 料金の算定及び申し受け －料金の算定方法－ (4) 当社は、別表第6の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、<u>12-1 (4)</u>の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスマーテーを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスマーテーを1個として、早収料金を算定いたします。((7) 及び (8) の場合も同様といたします。)</p>	<p>18. 料金の算定及び申し受け －料金の算定方法－ (4) 当社は、別表第4の料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、<u>当社（導管部門）が定めるガス工事約款</u>の規定により、お客さまが1需要場所に2個以上のガスマーテーを設置している場合であって、お客さまから申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスマーテーを1個として、早収料金を算定いたします。((7) 及び (8) の場合も同様といたします。)</p>
<p>36. 供給停止 (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。            ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合            ② 当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合            ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合            ④ 44各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合            ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合  <u>⑥ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</u></p>	<p>32. 供給停止 (1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。            ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合            ② 当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合            ③ この供給約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合            ④ 40各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合            ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合  <u>⑥ お客さまがこの供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</u>  <u>⑦ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合</u>  <u>⑧ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申し立てがあつた場合</u>  <u>⑨ 支払停止の状態に陥った場合</u>  <u>⑩ 手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合</u>  <u>⑪ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合</u></p>

変更前	変更後
<p>37. 供給停止の解除</p> <p>(1) ②36 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他のガス使用契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p>	<p>33. 供給停止の解除</p> <p>(1) ②32 (1) ②の規定により供給を停止したときは、当社との<u>他の契約</u>（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p>
	<p><u>42. 反社会的勢力の排除</u></p> <p>(1) お客様及び当社は、ガス使用契約成立時において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。違反した場合はガス使用契約を解約することがあります。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>(2) お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他前各号に準ずる行為</p>

	<p><u>(3)お客さま及び当社は、相手方が(1)又は(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにこのガス使用契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。</u></p>
付則 1. この供給約款の実施日 この供給約款は、 <u>2023年6月1日</u> から実施します。	付則 1. この供給約款の実施日 この供給約款は、 <u>2026年4月1日</u> から実施します。
(別表第2) 本支管工事費の当社の負担額 (別表第3) 本支管及び整圧器	<u>左記の項目を削除し、以下2項目ずつ繰り上げ</u>